

令和6年 第1回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和6年1月10日（水曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第1回会議議事録

- 1 開催日時 令和6年1月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
- 3 出席委員 19名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 博 光
4番委員 林 功 5番委員 片 野 羊 二 6番委員 青 柳 健 市
7番委員 鈴 木 保 雄 8番委員 中 島 博 恵 9番委員 須 藤 栄 寿
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 藤 井 好 博 12番委員 庭 野 明
13番委員 阿 部 敏 男 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 高 橋 品 子 18番委員 戸 澤 奈 美 恵
19番委員 中 島 工 里
- 4 欠席委員 0名
- 5 議事録署名委員
8番委員 中 島 博 恵 9番委員 須 藤 栄 寿
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 中 澤 聡 書記 伊 平 憲 幸 書記 我 妻 園 華
- 7 会議に附した事件
議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）

協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
(2)令和5年第5回会議議案第20号番号1の許可申請書取下について

その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。
顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に、8番、中島博恵委員、9番、須藤栄寿委員を指名し議事に入る。
 続いて、4、議事に入ります。
 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より一括で説明がございました。

- 事務局 1 ページをお開きください。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、決定を求める。
別紙記入事件 3 件。
次のページをお開きください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上よろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がございました。
番号 1 番より審議に入りたいと思いますが、ここに担当地区の委員さんの調査報告をお願いしたく思います。よろしくお願いいたします。
- 7 番委員 7 番、〇〇担当鈴木でございます。
農地法第 3 条による許可申請について報告いたします。
1 月 7 日、場所は〇〇駅より南東へ約 1 0 0 m から 1 5 0 m です。7 日に現地確認いたしまして、また、8 日に譲渡人と譲受人に会いまして、話を聞いてまいりました、確認いたしました。間違いのないことを確認いたしました。
また、譲受人は機械と、また従事日数とありまして、間違いのないことを確認いたしました。
譲受人が機械等もございまして、従事日数と間違いございません。また、他の農地に関しましては、支障がないことを報告いたします。
以上、その他懸案事項等は特にございません。皆様のご審議お願いします。
- 議長 ありがとうございます。
鈴木委員より調査報告がありました。継続して耕作ができるという報告でございました。
皆様のほうからご質問があったらお願いいたします。
（「なし」の声）
質疑がないということでございますので、議案第 1 号の 1 の案件は許可としてよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）
それでは、異議がないので許可相当といたします。
続いて、議案 1 号の 2、農地法第 3 条の規定による許可申請について、担当委員から調査報告をお願いいたします。
- 1 3 番委員 1 3 番、〇〇担当の阿部でございます。よろしくお願いいたします。
農地法第 3 条による申請事案の調査結果について報告いたします。
1 月 4 日に自宅訪問と現地調査を行いました。申請地は〇〇線、〇〇から 4 0 0 m ぐらい行きました道路右下、〇〇川を挟みまして、2 つ目でございます。
4 日に譲受人に直接会いまして、〇〇さんに直接会いましてお話を聞きまして、譲渡人が〇〇に在住でございまして、非常に遠く、耕作できないという意味が確認できたので、申請地を取得したいということでございました。
〇〇さんが譲渡人なんです、〇〇さんは長男でございまして、土地を継ぐ予定でいたんですが、出まして、その後に〇〇さんの連れ合いの奥さんが姉さんなんです、姉さん夫婦が入りまして、〇〇の姓に入りまして、そ

の後、譲受けしていきたいということでございました。

営農計画に関しましては、水稻、長芋、トウモロコシ、そして農家民宿と手広くやっております、計画どおり実行されるものと思われまます。

周辺は水田地帯であり、何の支障もございません。その他懸案事項については特にございません。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長 阿部さん、ありがとうございました。

この案件につきましても、耕作が続けられるという案件でございます。

皆様のほうからのご質疑ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

質疑なしの声があります。なければ許可することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案1号の2の案件は許可といたします。

続いて、議案1号の3、農地法第3条の規定による許可申請について、担当委員から調査報告をお願いいたします。

18番委員 お世話になります。18番、〇〇地区担当の戸澤です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告いたします。

1月6日に15番の原澤さんと譲受人の〇〇さん立会いの下、現地調査を行いました。申請地は〇〇地区の〇〇橋から東へ150mぐらい行った場所なんですけれども、譲渡人の〇〇さん、〇〇さんが耕作が困難となったため、譲受人の〇〇さんが桐の栽培をしたいとのことでした。

〇〇さんは、〇〇で桐細工の経営をしまして、息子さん3人も後継ぎとして一緒に従事しまして、鳥獣害対策の場所も踏まえて桐の木の栽培計画を行いたいとのことでした。年間従事日数は150日で、桐の木を栽培するには十分な日数と思われました。

周辺の農地利用や地域計画の実現の支障はないようで、桐の木を栽培ということで、10年後の状態まできちんと説明していただき、支障はありません。その他懸案事項は特にありませんでした。審査をよろしくお願いいたします。

議 長 戸澤委員、ありがとうございました。

桐の栽培ということでございます。本当は周辺の耕作の状況で、それは日陰になるようなことはございせんか。桐の栽培で高木になると思いますが、そういうので耕作をされておられる方が周辺で、その日陰になるようなことはございせんか。

18番委員 隣接地もちょっと休耕ぎみになっている場所が周りにありまして、その隣接している土地から、その間にちょっと1本道があるんですけれども、そこから15m以上離して苗を植えて、その申請地のところからも端から5m以上離して木を植えるとのことでした。それで、木の成長にもよるんですけれども、周りにそれを、木が日照のあれで影響はないと現地で確認いたしました。

以上です。

議 長 ありがとうございました。

周辺にも配慮なさっているという報告でございました。
皆様のほうからのご質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

(「なし」の声)

許可することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案1号の3の案件は許可といたします。

続いて、議案2号の農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より一括で説明がございます。

事務局

3ページをお開きください。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。

別紙記入事件、3件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

事務局、ただいまのは1番の案件についての説明だったんでしょうか。

事務局

そうです。

議長

ちょっと図面で今言われたことを説明してくれる、今の文章読みあげただけ
では分らん。1号案件についての案件だったんですけれども、分かりました
か。もしあれだったら、ちょっと説明していただけますか。

事務局

〇〇のすぐこちらです、ここが今回、申請があった場所で、隣の筆が駐車場
となっていますもともと、同じ筆だったんですけれども、昭和52年に土地改
良事業になった後、ちょっとそのあたりの、いつ除外になったかについては確
認できなかったんですけれども。こちら、上の筆については、除外の申請があ
った後に平成5年12月に5条で転用になっています。ここの場所ですね。そ
の後に、今回申請ということで、こちらが5条で転用申請が出ております。

それが一応、今回の経緯です。

もう一つ言っていた区分なんですけれども、土地改良事業を今回含んでいる、
こちらの筆、もう終わっているんですけれども。あとは今回、案件を調査して
いただいた片野さんと会長には、事前に農地の広がりということで、10ha以
上あるということで、その2つの要件で第1種農地ということで要件。3種農
地の主な要件としましては、みなかみ町の〇〇がここなんですけれども、こ
から300m以内、ここがちょうど今回の申請地から300m以内に入ってい
ますので、それで300mなので、1種農地と3種農地の要件が、両方ともあ
る場合については3種農地の要件が適用されますということで、農地の区分に
ついて、先ほど説明したとおりになります。

以上です。

- 議 長 | ちょっと何かあまりよく分からない、俺自体は分かりませんが、担当委員さんのまず説明を聞いてみたいと思います。その後にもし疑問があれば、質問させていただきたいと思っております。
 | 担当委員さんの調査報告をお願いいたします。
- 5番委員 | 5番、片野羊二ですけれども、〇〇担当です。よろしくお願いいたします。
 | 農地法の調査について報告いたします。
 | 申請地は〇〇より北へおよそ300mのところですかね。1月4日に現地調査を行い、もう一人、〇〇さんにも連絡し、〇〇さんの休耕地の中の畑を借地委託していますということを電話で確認を取りました。そうしたら、両方共ちゃんと確認済みということなので、じゃよろしくお願ひしますということで切りました。申込み、また計画書、確認でき、許可になることを早めにお願ひしたいということをお願ひしました。
 | 周りには、後ろは神社、横は駐車場ということで、車は20台ぐらい止められるぐらいのスペースになります。それで、ほとんど農地は関係ございません。農地、ほかに全然関係ありませんので、皆様のご審議をお願ひいたします。
- 議 長 | 片野委員、ありがとうございました。
 | 先ほどの事務局の説明ございまして、許可してもよろしい案件であるというご説明でございましたが、皆様のほうからいかがでしょうか。ご質問ありましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。
 | (「なし」の声)
 | 許可する方向でよろしいでしょうか。
 | (「異議なし」の声)
 | 参考意見ありがとうございました。
 | 5条の1番を許可相当といたします。
 | 続きまして、議案2号の2、農地法第5条の1項の規定による許可申請について、番号2について担当委員さんの調査報告をお願ひいたします。
- 5番委員 | 5番、片野羊二です。〇〇担当です。よろしくお願いいたします。
 | 申請地は〇〇駅から100mぐらいですかね、の位置になります。
 | 申込者の〇〇さんに確認しました。〇〇さんの休耕地中の畑どうしますかと聞いたら、そのまま進めてくださいという、言葉をいただきまして、転用については申込書と見積り、計画書が、確認でき早めに着工したいので、お願ひいたしますということで。目的としては、移住をしたいということで強くお願ひしました。それなので、皆様のご審議をお願ひいたします。
- 議 長 | ありがとうございました。
 | 私のほうからの質問ばかりで申し訳ないんですが、ここの転用目的の中に、ドッグランというような項目があるんですが、これについて、近隣の皆様との協議というか、ご承知なのか、その辺のことは伺ってきましたでしょうか。農業委員会とは直接は関係はないんですが、許可することによって、その辺がね。
- 5番委員 | すみません、電話したところ、うちも犬がいっぱいいるので、特に問題ない。

こちらに土地が空いているということを知ったので、駅にも近いということなので、こちらに引っ越したいと、そっくり家族で引っ越したいという意見らしいんですけども。それなので、たまたまその、駅の上のところの土地が見つかったので、ここにしたいということで決めたようです。よろしくお願いいたします。

議 長 ちょっとその辺は、住民との、そこに住んでおられる方との話合いなり、そういうものは承諾済みなんではないですか。

5番委員 はい。ちょうど〇〇さんのお寺があるじゃないですか。〇〇さんのお寺のちょうど狭い2mぐらいの道路の下になります。1段下の位置になります。

議 長 いや、住民とのトラブル関係ですが、これやっぱり農業委員会が許可したからというようなことは必ず言われるんで、たぶん許可してというのはよく出ることでございまして、それを話合いをなさっていただければいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

5番委員 その〇〇さんという方があの辺にお住まいだったみたいなんで、それで〇〇に引っ越しちゃったみたいなきなななんですけれども、それで〇〇さんという方がその土地を……

事務局 よろしいですか。その件につきましては、代理人を通じて隣接の方には話をしてありますので、問題ないです。

議 長 分かりました。
皆様のほうからご質疑、ご意見ありましたらお願いいたします。
（「なし」の声）
なければ、許可することによろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）
議案2号の2番は許可することにいたします。
続きまして、議案2号の3、農地法第5条1項の規定による許可申請について、担当委員より調査報告をお願いいたします。

6番委員 6番、〇〇担当の青柳です。
農地法5条による申請事案の調査結果について報告をさせていただきます。
申請地は〇〇より〇〇沿いの約1,000mのところにある水田でございます。1月4日に現地を調査してきました。貸付人の〇〇さんが耕作中の水田に10tダンプトラックの転回場を建設したいという案件でございます。申請書によりますと、〇〇を下りて一番近いところで出入りのよい土地であったので、この申請地を選定して〇〇さんをお願いしたところ、貸してもいいよというようなことになったそうです。

今回、〇〇の〇〇橋、それと〇〇橋の床板の取替工事を予定しておりまして、令和9年2月28日までの工期で工事を執行したいという計画になります。最大利用数につきましては、7台のダンプトラックが1日3回程度利用して、〇〇から入って残土等、また、機材を積み込んだり、撤去したものを積んで〇〇

から下りて、ここで転回をして、また〇〇のほうに戻るといふ、工事の予定でございました。

申請地の妥当性でございますけれども、随分鉄骨等が、鉄塔を建てておりますので、やむを得ないかなと思っておりますので、妥当だと現地を見て考えました。

周辺農地の営農への支障でございますけれども、〇〇から直接出入りするといふことで、農道利用等はないと思われまふので、特に支障は見込みません。今回の転用することによつて、付近の農地、構造物等もありませんので、問題はないかと思ひます。

また、農地に砂利、または鉄板等を敷いて、農地が傷まないように使用したいといふことでございますので、特に問題ありません。

また、工期は令和9年2月28日となっておりますので、そこまで利用して、その後1か月、復元をして、3月31日に返還するといふ予定でございます。

その他懸案事項ございません。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

〇〇の補修に関する一時転用で、お願いしたいといふ案件でございます。皆様のほうからいかがでしょうか、ご意見、質疑ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

それでは、許可相当といふことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

2号の3の案件は許可といたします。

続いて、議案第3号の農用地利用集積計画(一括方式)について、事務局より説明がござひます。

事務局

5ページをお開きください。

議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について(一括方式)。

次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

別紙記入事件、4件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございます。

田の賃貸借の通年14,942㎡、畑の賃貸借の通年6,139㎡、使用貸借の通年1,916㎡、利用権存続期間は田の5年674㎡、10年14,268㎡、畑の10年8,055㎡。田と畑の合計は22,997㎡です。貸手は6戸、借手は4戸でございます。

7、8ページに総括表がござひますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局より説明がござひました。意見を求める案件でございます。皆様のほうからご意見ありましたらお願いいたします。

なければ、承認いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案3号は承認といたします。

5番の協議事項・報告事項に入りたいと思います。

(1)の農地法第18条6項の規定による通知について事務局より説明が
ございます。

事務局

9ページをお開きください。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。

次のとおり届出を受理しましたので報告いたします。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上よろしく願いいたします。

議長

ご説明ありがとうございました。

報告事項ということでございますが、ただいまの2つの案件につきまして、
皆様のほうからの質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

事務局

先ほどのですね、今回の18条の関係なんですけど、まさにその土地だと思われ
れます。先ほど5条で出てきて疑問に思われたところだと思うんですが、これ
実際には、畑として、〇〇さんが借りていたところなんです。そこを解除して、
転用にされるという形で申請をされていたという形なんですけれども、見ての
とおり、ちょっとうちの伊平君が説明が上手じゃなかったもんですから、ちょ
っと疑問を持たれたところだと思うんですけれども、土地改良しているところ
だったんですが、その周辺が例えば工場用地と、当該用地の枝番がついている
前の土地も、実は転用されて、事務所ができて、その道路を挟んで反対側は駐
車場用地となっています。ここも転用して、整備するための自動車を一時仮置
きする場所ということで転用されています。

ということは、土地改良をしたところだとしても、周辺農地を分断されてい
ますので、要件、先ほどの公官庁、こちらになるんですけれども、こと近い
ことから、3種農地という判断。何種農地という話だけだとなかなか意味が伝
わりづらいんですけれども、公官庁が近かったり、そうすると、例として、そ
の要件について、分断されているところから外れて白地になっていけば、転用
ができるというようなことから、俗に3種農地という言い方をするような判断
でございます。

こちらについては、許可権者である群馬県についても相談させて、中にも確
認を取らせていただいたところですので、その辺については、先ほどの説明の
フォローとさせていただいて、させていただきました。この18条については、
〇〇さんですね、〇〇さんの社長さんになると思うんですけれども、その方が
農地として借りていたところ、それを解除するというのが、順番が逆になりま
したが、報告のほうで上げさせていただいたということでございます。

一応、説明とさせていただきます。

議長

事務局、補足説明ありがとうございました。

皆さんのほうからご質問、それから意見ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

なければ、承認ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

承認いたします。

続いて、5番、協議事項(2)の中で、令和5年第5回会議議案第20号番号1の許可申請書取下げについて、事務局より説明がございます。

事務局

事務局のほうで、こちら書類が特に取下げですので、書類というのを用意させていただかなかったです。ご意見ある方もいらっしゃると思うんですが、本件、5月の定例会において保留案件とさせていただいた102分の1の持分、移転の贈与の案件でございます。共有地の関係でございます。番地は〇〇地内の字〇〇〇〇番地でございます。

先週の1月5日に担当委員の近藤さんと会長と事務局、あと申請者お二人、譲渡人と譲受人と、事務所のほうに見えていただきまして、いろいろ説明をさせていただいたり、102分の1であると、3条の3つの要件のうちの1つ、全部効率利用要件の確認ができないということでございますので、許可は難しい旨、説明させていただいたということと、その102分の1の、今回、そもそも〇〇さんが所有された経緯について、もう大正15年から相続がされていなかったところを法務局が公共案件に1回出せる可能性が高い農地ということで、町のほうから特定登記相続未利用土地ということで、相続人不存在にならないように通達をして、〇〇さんが相続を受領したということで102分の1を取得したところ。それを〇〇さんが転用する、所有権を譲りたいというお話であったわけですが、お話ししたとおり、要件を確認できないため、難しいというお話をさせていただいて、今、移転してしまうと、本来の相続不明土地を特定、相続未利用土地ですね、公共用地として処分する場合の経緯から考えると、ちょっと適当ではないんじゃないだろうかということをお話し、説明させていただいたところ、お二人の総意で取り下げさせていただくという、取下げを出すという経緯になりましたものですから、皆さんにご報告をさせていただきました。

ちょっと時間がかかって、大変申し訳なかったんですが、一応、報告ということで代えさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

議長

ただいまの報告がありましたが、取下げという方向になりました。皆様のほうからご提案やら皆様に協議していただくようなことがありましたらお願いいたします。

(「なし」の声)

事務局のほうから、何か他の案件でありますか。

その他のほうに移りたいと思います。

委員の皆様のほうから、その他の案件で何か皆様にお知らせするようなことがありましたらお願いいたします。

その他で事務局、いかがでしょうか。

事務局

ないです。

議長

それでは、以上をもって議事・報告事項の全てを終了いたします。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後2時28分〕